

国土研会員の意見 4 (天ヶ瀬ダム再開発に関する意見集)

天ヶ瀬ダム再開発事業とは何か (国土研ニュースへの寄稿, 2008年9月)

開沼淳一

天ヶ瀬ダム再開発事業は流域委員会の委員の方々が現地視察を行うなど、大きく関心が持たれ始めている。また、この事業に対する問題点を問う市民団体の活動も活発になってきている。今話題のこの事業をどのように捉えるべきか、整理をしながら考えていきたい。

国交省はその事業目的として3つの事項をあげている。宇治川治水、琵琶湖周辺の浸水対策、発電能力強化の3つである。そしてその事業内容は、400億円に近い巨額の事業費を使ってダム湖とダム直下流の宇治川を巨大トンネルで結びつけ、新たに600 m³/sの放流能力増強をし、ダム全体の放流能力を1,500 m³/sにするというものである。

この論考の中で、このダム放流能力強化は宇治川治水、琵琶湖周辺の浸水対策とは無関係であること、そして天ヶ瀬ダムの基本的性格を発電用ダムに変えようとするものあることを明らかにしていきたい。あわせて巨額の事業費を使う21世紀の事業であるにもかかわらず、平成9年(1997年)の河川法改正の「目玉」である環境に関する目的が含まれていないことについても述べたい。

1 ダム放流能力強化と宇治川治水

この章では天ヶ瀬ダム再開発事業の3つの事業目的のうち、宇治川治水を優先するのであればこの事業は必要がない、ということを示したい。

天ヶ瀬ダムの放流能力が不足しているので現況840 m³/sを1,140 m³/sにしなければならない、不足分をトンネルで補うというのが天ヶ瀬ダム再開発事業の言う宇治川の治水対策である。ダムから宇治川に今までより以上に放流出来るようにし、下流河川への負担を大きくするのにどうして宇治川治水のためと言えるのか。ダムの役割は洪水時に放流量を絞ることによって下流河川に対する負担を軽くすることではないのか。

この疑問に対して国交省は次のように説明する。天ヶ瀬ダムの治水のために雨水を貯め込むことが出来る有効貯水容量は2,000万 m³だが、その量は十分でなく、ダム湖が満杯になった時、ゲートの放流能力を超えてダム湖に雨水が流入するとダムから水が溢れ、ダムを超えて流れ出すことになり、下流を危険にさらす。ダムの放流能力を高めることでダムの貯水容量が有効に活用出来るようになる。つまりダム地点の計画高水流量、毎秒1,360 m³/sをダムで840 m³/sに絞る調整をしていたが、それを新たな治水計画では放流量を1,140 m³/sにする必要があり、そのために放流能力を上げなければならないというのである。

ところが、国交省琵琶湖工事事務所のパンフレット「Amagase Dam 天ヶ瀬ダム再開発事業の概要」の9頁には通常の放流に使われるダムの中間の高さにある3門のコンジットゲートの放流能力は1,100 m³/s、ダムの天端の4門のクレストゲートの能力は680 m³/sと書かれている。

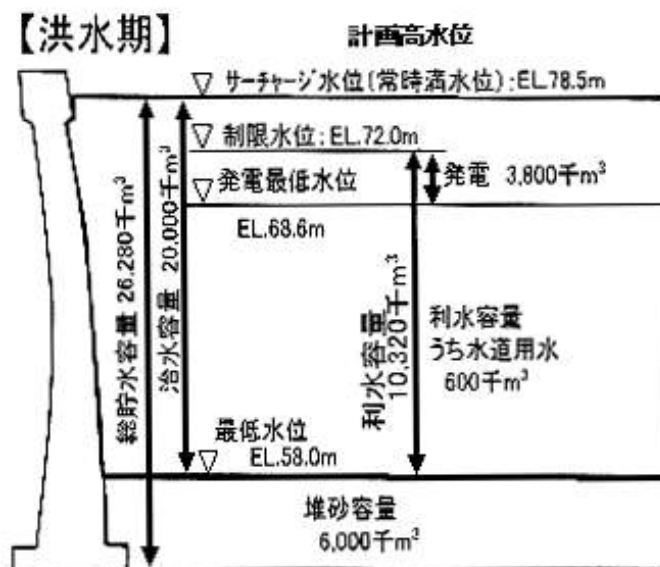
また、建設省近畿地方建設局天ヶ瀬ダム工事事務所が昭和 41 年 3 月 31 日に発行した「天ヶ瀬ダム建設誌」ではダム湖の水位と放流量の関係も明らかにされており、洪水期制限水位 72.0m で放流量は 900 m³/s で、計画高水位（ダム水位の表現では常時満水位）78.5m で 1,630 m³/s と書かれている（101 頁）。天ヶ瀬ダムは 1,630 m³/s の放流能力があるが、下流の状態を勘案し 840 m³/s を超えないようにゲート操作しているのである。つまり、放流能力を 1,140m³/s にするためにダムの横に巨大トンネルを掘る事業は全く不必要なのである。

放流量について付け加えて言うと、ダムからの放流はダムのゲートからだけではない。ダム下流左岸に放流口がある天ヶ瀬発電所の放流路からも放流されている。発電放流量は 186.14 m³/s で、平成 6 年から平成 15 年までの 10 年間分のデータ（天ヶ瀬ダム魚類等遡上・降下影響評価委員会報告 2-32）によると天ヶ瀬ダムからの全放流量の 75%が発電所の放流路を通して流れている。ますますトンネルは不要ということである

天ヶ瀬ダムの放流能力は現在でも 1,630+186.14=1,816.14 m³/s ある。なぜその上 600m³/s のトンネルが必要なのか、全く理解できない。天ヶ瀬ダム再開発事業は宇治川治水を優先するかぎりこの事業は必要がない。

ここで、天ヶ瀬ダム水位について国交省資料に基づき説明を行う。次の通り水位が位置づけられている。

計画高水位（常時満水位）	78.50m
洪水期（6月16日～10月15日）制限水位	72.00m
発電最低水位	68.6m
最低水位	58.00m



治水のために雨水を貯め込むことが出来る有効貯水容量の 2,000 万 m³ はダムの空の状態から満杯になるまで、水位が最低水位 58.00m から常時満水位 78.50m になるまでの量である。天ヶ瀬ダムの水は天ヶ瀬発電所だけでなく、喜撰山の揚水発電にも使わ

れている。発電のためにはダム水位は高い方がよいが、洪水期には予期しない大雨の水がダム湖に流入することもあることを想定し、それ以上高い水位にしない洪水期制限水位を設定して一定の余裕（空き容量）を作っている。この制限水位と発電最低水位の間の量が発電に使われる発電容量である。

この論考は宇治川治水を取り上げているので、洪水期のことを論じたものである。なお、国交省の資料では非洪水期の制限水位は常時満水位になっているが、ダム管理支所の話では、実際にはそれより 50cm 低い水位にしているということである。

2 ダム放流能力強化と琵琶湖周辺の浸水対策

天ヶ瀬ダム再開事業では、1,500 m³/s の放流能力を確保するため、600 m³/s を流すトンネルを設置するというのであるが、残りの 900 m³/s は水位が洪水期制限水位 72m の時にゲートから流せる量である。つまり、ダム水位を洪水期制限水位に保ち（発電水量を確保し）、宇治川治水のための空き容量を残しながら、琵琶湖から流れてくる水を放流しようとするものである。

この章ではダム放流能力強化は琵琶湖周辺の浸水対策にほとんど効果がないことを明らかにしたい。

豪雨出水による災害にも性格がある。①山地部分の崩壊、土石流など土砂を巻き込んだ災害（河川の上流部）、②河川の溢水、堤防破壊など河川の水が溢れて起こる災害（河川の中・下流部）、③水路、小河川の水が流入先の河川の水位上昇で流入できずに起きる内水災害（河川の下流部）に分けることができる。

琵琶湖周辺の浸水は琵琶湖の水が溢れて起きるのか、それとも琵琶湖に流入する河川、水路の水が琵琶湖に流入出来なくて起きている内水災害なのか、この違いは当然災害対策を違ったものにする。

琵琶湖に関する展示をしている「アクア琵琶」（国交省琵琶湖河川事務所の管理）で琵琶湖周辺の浸水対策をわかりやすく説明している。それによると琵琶湖総合開発事業で湖岸堤（湖岸道路として使用されている）を琵琶湖の周囲に設置し、また河川や水路の琵琶湖への流入部にはゲートを設け、琵琶湖の水の周辺居住地や農地への浸入を防ぐ対策を行っている。あわせて琵琶湖の水位上昇で流入出来なくなった水路や河川の水が溢れて起きる内水災害に対してはポンプを設置し琵琶湖に内水を排出したり、遊水池に内水を導いたりして対処している。琵琶湖の水に対しても内水問題についても対策事業が実施されている。

「アクア琵琶」の玄関前に記念碑がある。“母なる琵琶湖の恵みを永遠に”と彫られた文字の下に、琵琶湖総合開発事業が昭和 47 年以來 25 年の歳月と 1 兆 9,000 億円余の巨費を投じて平成 9 年 3 月末に終結したと書かれている。それは 3 つの目的（水資源開発、琵琶湖周辺の浸水対策、自然環境の保全）が掲げられ実施されてきた。国交省は琵琶湖総合開発事業で琵琶湖周辺の浸水対策は済ませたと位置づけていたわけで、終結からわずか 10 年で、その位置づけを変えなければならない事情があったと言うのだろうか。

今も琵琶湖周辺で浸水被害があるのであれば、それは内水によるものである。上で述べた通り内水には内水の対策がある。試算すれば簡単にわかることだが、琵琶湖の

水位を下げることは容易ではない。琵琶湖下流の南郷洗堰の流下能力，その下流の鹿跳溪谷の流下能力を増強するのは容易なことではないが，天ヶ瀬ダム放流能力アップに呼応して流下能力が増強されたとしても琵琶湖の水位を下げる効果は少ない。現況流下能力 $800 \text{ m}^3/\text{s}$ を $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ に $700 \text{ m}^3/\text{s}$ 琵琶湖の水の放流を増やすことが出来たとしても 675km^2 の琵琶湖に対しては1日あたりで放流量増の効果は9cmに届かない。5日間でひざの高さ分の水位を下げる効果になるが，こんな悠長なことではおこがましくて浸水対策をしている等とは言えないだろう。それも南郷洗堰の流下能力，その下流の溪谷美で有名な鹿跳溪谷の流下能力増強という難関を克服してできることで，そのような事業が実施できるかどうかも疑問である。そもそも琵琶湖の水位を下げることで琵琶湖周辺の浸水対策をするということは成り立たない。当然天ヶ瀬ダムの放流能力アップはおよそ有効な対策とは言えない。

3 天ヶ瀬ダムの性格を変えるダム放流能力強化

天ヶ瀬ダム再開事業の目的の一つは発電能力の増強である。そのために発電最低水位を従来より1.5m下げ，67.1mにする計画になっている。そのことによって発電に利用できる水量を増やすのである。ダム湖の中間部に喜撰山揚水発電所がある。深夜の電気で水を上の池に汲み上げ，電気需要が多くなる昼から夜にかけて天ヶ瀬のダム湖に水を流して電気をつくるわけで，ダム湖の周囲で新たに1.5mの高さで毎日水に浸かったり水から出たりするところができることになる。当然その箇所では地下水位の変化で風化の進行などの影響が出てくると思われる。その箇所の上は府道がダム湖に沿って走っている。しかし，国交省は従来の運用の範囲内であり問題ないとしている。国交省としては従来からダム湖の水位は最低水位58.0mと常時満水位78.5mの範囲で管理している，と言いたいのであろう。ところで，天ヶ瀬ダムの水位，流入量，放流量に関して平成5年～18年の14年分のデータがインターネットで手に入れることができる。それを見れば現在の発電最低水位68.6mよりも水位を下げた（宇治川治水のための予備放流で水位を下げた）のは7回（H6:1，H9:2，H10:2，H11:1，H16:1）である。2年に1回程度のことである。毎日繰り返されることになることとの差は歴然としている。それでも従来の水位変動と同じ程度という認識なのだろうか。

上に述べた発電量の増強は発電最低水位を下げ発電に使用できる水量を増やすのであり，天ヶ瀬ダムの放流能力強化とは無関係である。宇治川治水，琵琶湖周辺の浸水対策と同様に放流能力強化とは無関係である。ダムの放流能力強化とは無関係であるが，関電の発電力は確実に増強出来ることになる。

次に，天ヶ瀬ダムの放流能力強化が発電力増強につながり，天ヶ瀬ダムの性格を変えることになるということを述べたい。

治水のための有効貯水容量 $2,000 \text{ 万m}^3$ の中には発電のための利用水量が含まれている。治水のためにダムの水を抜いて発電最低水位を下回る水位になれば，発電ができなくなる。発電の利用水量を可能な限り確保しようとするるとダムの放流量の操作は難しくなる。大雨の予報を受け，放流してダムの容量を治水のために空けておいて，雨が降らなければ発電用の水が無くなることになる。「天ヶ瀬ダム建設誌」の冒頭にダム建設前後の歴代のダム所長が思い出を語っている。ダム竣工直後の所長は1965年（昭

和 40 年) 24 号台風時の予備放流開始時刻, 放流量について当時の状況を語っている。そして新聞記事を引用し, 「威力十分天ヶ瀬」「巧みな放流で淀川を救う」というのから「憤りと怒りの声が爆発! 天ヶ瀬ダム完成しても水害来た」というのまでであった, と紹介している。大変な気苦労をしながらダムの水位管理をしていたことがわかる。

H5~H18 年の 14 年間の水位データを見ると, 全く空の状態にしたのは平成 10 年 9 月 22 日 1 回しかないが, 前述したが 14 年間で 7 回発電最低水位を下回る水位にしている。このことは宇治川洪水に対してはダムの 2,000 万 m³ の有効貯水容量で備えるという考え方でダムの水位操作がされていたと考えられる。

それでは放流能力の強化で何が起きるのか。それは空振りの危険性のある予備放流を行わず, 差し迫った段階になってから放流すればよいということになる。宇治川治水のために有効貯水容量を効果的に使うという発想が無くなることになるだろう。

天ヶ瀬ダム再開発電事業とは何か。それはダムの放流能力を上げることによって, 予備放流開始時間を遅らせ(予備放流することなく), 水位を発電に利用できる一番高い水位である洪水期制限水位を維持しながら, 琵琶湖周辺の浸水対策として効果のない放流量を増やす事業である。そして宇治川洪水に対してはダムの空き容量で対応しようとするもので, ダムの水位管理を宇治川治水を基本とするのではなく, 発電確保を基本とするものに変えていくことになる。発電は洪水調節に支障を与えないように行うものとする(「天ヶ瀬ダム建設誌」3 頁), という天ヶ瀬ダムの基本的性格を変えることになるのである。そうなれば宇治川は洪水時ではダム放流による急激な流量増に見舞われ, 危険な河川になるだろう。

確かに発電は安定的に発電量を増やすことが出来るようになるのだが, このような発電のための事業に国と地方自治体(直轄負担金として 3 割負担)が税金を, それも膨大な額を投入しようとしているのであるが, はたしてこのようなことが許されて良いのだろうか。是非とも多くの方々がこの問題に関心を持ってもらって議論していただきたい。

4 天ヶ瀬ダム再開発電事業の目的から除外された環境問題

現在の天ヶ瀬ダムによる環境問題を 4 名の専門家が調査しまとめたものが「天ヶ瀬ダム魚類等遡上・降下影響評価委員会報告」として公表されている。そこでは次のように書かれている。

明治初期以前には海産アユやウナギなどの回遊魚, 海水魚のボラをはじめとする魚類等が遡上・降下していたと推定される。昭和 39 年の天ヶ瀬ダムが生物の河川縦断方向の交流を断ち切り, 魚類等の遡上・降下に大きな影響を及ぼしており, ダムなどの河川横断工作物が存在しなかった時代の河川の縦断的連続性に機能的に近づけることを目標としたい。また次のような事象も紹介されている。喜撰山発電所の水の吸い上げで, ある区間では上流に向かって水が流れるという事が毎日繰り返されている。上流方向への流れという自然現象では起こり得ないことに晒されている, との指摘である。発電最低水位を下げれば, 上流方向への流れは一層強められることになる。

上記「報告」の今後のアクションプランは綿密な調査を実施して魚種をグループ分けし, グループごとに適合する魚道の設置を行っていくというものである。天ヶ瀬ダ

ムの上下流数十mの落差をつなぐ魚道をいくつかのタイプのもので作ることが想定されるが、はたして有効な魚道の建設は可能なのだろうか。

以上のような環境悪化の問題が指摘されているにもかかわらず、環境の復元や保全が再開発事業の目的になっていないのである。当然そのための事業内容は何もない。

この問題の基本的解決方向は、中長期の計画になるかもしれないが、「天ヶ瀬ダム撤去、巨椋池復活」(洛南タイムス 5月29～31日に掲載)だと考えている。

これまで述べてきたことが新しく入手した資料を踏まえた天ヶ瀬ダム再開発事業に対する私の評価である。今後様々な視点から大いに議論されることを願っている。

最後に宇治川の安全にとって問題なのは、国交省も認めている堤防の脆弱さである。天ヶ瀬ダム再開発事業では全くその問題の解決にはならない。また、ダム直下や周辺にある断層問題も新たに浮上してきた。アーチダムは基礎の岩盤がシッカリしているという条件の場所で造られるものである。断層が活断層かどうか、断層に伴う破碎帯の存在がダムの強度に影響しないのか、ダムの左岸側に巨大トンネルを掘ることは危険ではないのか、これらは十分解明されなければならない重要問題であることを強調しておきたい。

天ヶ瀬ダム再開発事業とは何か —国交省の回答から見えてくるもの— (国土研ニュースへの寄稿, 2008年9月)

開沼淳一

8月24日に私が出した公開質問に対して2ヶ月経過して10月27日に国交省から回答がありました。その内容は次の通りです(・付きが質問, ゴシック部分が回答)。その次に私のコメントを記します。

天ヶ瀬ダム再開発事業は3つの事業目的を持ち、事業内容はダム湖とダム直下を結ぶ大トンネルを設け、新たに600 m³/sの放流能力を確保する事業ですが、3つの事業目的に沿って質問します。

(宇治川治水)

・ダムの役割は下流河川の負担を軽くするためだと思いますが、天ヶ瀬ダム再開発ではダム下流の宇治川に対して840 m³/sを1,140 m³/sに増やすことになっていますが、何故それが宇治川に対する治水対策になるのですか。

天ヶ瀬ダム再開発事業では、宇治川・淀川の洪水調節、琵琶湖周辺の洪水防御、京都府の水道用水の確保及び発電能力の増強を目的としています。現状の天ヶ瀬ダムは放流能力が洪水期制限水位 EL. 72.0m で 900 m³/s と小さいため、流量が小さい洪水初期段階から洪水を貯留することになり、洪水ピーク時には洪水調節容量を使い切り、ダム下流に洪水を無調節の状態で放流することになり洪水によっては、下流宇治川の水位はHWLを上回ることとなります。例えば、昭和57年台風10号型洪水の1.34倍(最大流入量2,100 m³/s)では、天ヶ瀬ダム再開発前ではダムは洪水調節不能(パンク)となり1,800 m³/sを下流に放流することになりますが、天ヶ瀬ダム再開発後の最大放流量は1,300 m³/sとなり、安全に洪水を流下させることができます。

・天ヶ瀬ダムの現在の放流能力はいくらですか。ダムの水位との関連で明らかにしてください。「天ヶ瀬ダム建設誌」で記述されている放流能力（洪水期制限水位 72.0m で放流量は 900 m³/s で、常時満水位 78.5m で 1,630 m³/s と記述、101 頁）を見る限り新たに放流能力を増やす必要はないと思いますが、必要と判断された理由は何ですか。

天ヶ瀬ダム再開発では、所用の洪水調節機能を確保するため最低水位（EL. 58.0m）において、1,140 m³/s を放流することとしています。また、淀川、宇治川の洪水時には琵琶湖洗堰を全閉することとしています。下流河川の水位低下を確認した時点で、琵琶湖の洗堰を開き発電最低水位（EL. 67.1m）で 1,500 m³/s（天ヶ瀬ダム地点）の後期放流を行うこととしています。しかしながら、既設の放流設備の能力では、放流能力が不足することから放流能力の増強を行うものです。既設天ヶ瀬ダムの放流能力は、以下のとおりです。

最低水位	EL. 58.0m で 600 m ³ /s
発電最低水位	EL. 68.6m で 840 m ³ /s
洪水期制限水位	EL. 72.0m で 900 m ³ /s
サーチャージ水位	EL. 78.5m で 1,630 m ³ /s

（ただし、サーチャージ水位における放流能力は非常用洪水吐を使用した場合）

・発電量の確保は宇治川治水と矛盾するゲート操作が求められます。今後も有効貯水容量 2,000 万 m³ を宇治川治水に生かすということに変わりはないのですか。発電は洪水調節に支障を与えないように行うものとする（「天ヶ瀬ダム建設誌」3 頁）、という天ヶ瀬ダムの基本的性格は変わらないのですか。

天ヶ瀬ダム再開発事業においては、淀川・宇治川の洪水調節、琵琶湖周辺の洪水防御、水道用水源の確保、発電能力の増強を目的としています。発電の増強にあたっては、これまでと同様に、発電により洪水調節に支障が生じないように、洪水調節時に発電を停止する予定としています。

（琵琶湖周辺の浸水）

・「アクア琵琶」前の記念碑には平成 9 年 3 月末で琵琶湖周辺の浸水対策を終えた旨、彫り込まれています。その評価を変えなければならない理由は何ですか。

記念碑には、「平成四年三月末には、琵琶湖周辺及び淀川の洪水被害の軽減とともに淀川下流への毎秒 40 立方メートルの新たな都市用水と滋賀県内の都市用水及び農業用水の安定供給が可能となった。」と記載されており、琵琶湖総合開発事業の評価については、変更がないと考えています。

・琵琶湖周辺の浸水対策として琵琶湖の水位を下げる対策が有効と判断された理由は何ですか。

琵琶湖水位のピークは、淀川本川のピークから 1 日以上遅れて発生するといった淀川水系の特徴を活かし、淀川本川、宇治川において被害が生じるおそれがある場合には、下流域の洪水防止のため瀬田川洗堰の放流を制限又は全閉することにより琵琶湖からの洪水流出を制限しています。一方、下流域において洪水被害のおそれがなくなった場合には、琵琶湖の水位を速やかに低下させ琵琶湖周辺の浸水被害を軽減させる

必要があります。琵琶湖総合開発事業では湖岸堤や内水排除施設が整備されたことによって、浸水被害の軽減が大きく図られたものの、琵琶湖総合開発事業における治水計画の前提となっている琵琶湖の水位を速やかに低下させる対策（瀬田川改修，天ヶ瀬ダム再開発，宇治川改修）の早期完成が必要と考えています。こういったハード対策に加え，琵琶湖周辺の浸水被害の軽減にはソフト対策も必要であると考えており，土地利用の規制方策，避難経路の確保策等の検討についても河川整備計画（案）に記載しているところです。

（発電力の強化）

・喜撰山揚水発電所の発電力強化のため発電最低水位を下げ，発電に使える水量を増やす計画になっていますが，これはダムの放流能力強化とは関係がないのではありませんか。

喜撰山発電所は揚水式発電の型式を採用しており，下池として天ヶ瀬ダムの貯水池を利用しています。天ヶ瀬ダム再開発事業において発電最低水位を変更するのは，夏期の発電力増強のために喜撰山発電所の容量を有効に使用することを目的としており，その場合でも所用の洪水放流量を確保するため放流能力の増強を行うものです。

・ダムの放流能力増強は宇治川治水のための予備放流を行わないようにするためではありませんか。

天ヶ瀬ダム再開発事業における放流能力の増強は，淀川・宇治川の洪水調節，琵琶湖周辺の洪水防御，水道用水源の確保，発電能力の増強を目的としています。天ヶ瀬ダム再開発後においても，利水・発電容量と洪水調節容量は重複するものであり，予備放流方式による洪水調節を行うものです。

（3つの目的から除外された環境問題）

・環境悪化を憂慮する報告が出されており，環境を目的に入れるべきだと思いますが，何故天ヶ瀬ダム再開発事業の目的に環境の復元・保全がないのですか。

天ヶ瀬ダム再開発事業は，淀川・宇治川の洪水調節，琵琶湖周辺の洪水防御，水道用水源の確保，発電能力の増強を目的としています。事業の目的には，維持流量の補給など「河川の正常な機能の維持」は含まれていませんが，工事における下流河川への影響がある場合は，必要に応じて保全対策などを行うこととしており，内在的に環境保全等を事業目的に含んでいるものと認識しています。

私のコメント

国交省の回答は天ヶ瀬ダム再開発事業が治水優先の天ヶ瀬ダムの性格を変えるものだという私の見解を裏付けるものになっている。天ヶ瀬ダム再開発事業はダム湖とダム直下流を 600m³/s の放流能力を持つ大トンネルで結ぶもので，宇治川治水，琵琶湖周辺の浸水対策，発電力の増強の3つの目的があるとされている。

回答を検討する前に天ヶ瀬ダムの建設経過を振り返り「天ヶ瀬ダムにおける治水の位置づけ」を確認しておきたい。天ヶ瀬ダムは昭和28年9月の台風13号による宇治川堤防の決壊という事態を受け，治水ダムとして計画された。「巨掠池干拓史」730頁に巨掠池干拓で中心的役割を果たした池本甚四郎氏の昭和29年1月の著述が紹介され

ている。新設ダムについて「利水目的と治水目的とは本質的に異なるもので、本来治水目的 1 本であるべく、併用の場合には十分治水目的を優先せしめること」との主張である。しかし、昭和 32 年の特定多目的ダム法成立を受け、治水ダムとして計画されていた天ヶ瀬ダムが発電等を含む多目的ダムに変えられた。とはいえ、ダムは有効貯水容量全体（最低水位からサーチャージ水位までの容量）を治水に使うものとされてきた。「天ヶ瀬ダム建設誌」に「発電は洪水調節に支障を与えないように行うものとする」と記述されているのも治水優先の思想があったからである。

以上を確認しながら国交省の回答を検討していきたい。

1) 「宇治川治水」の質問に対する回答について

① 宇治川に今までより多くの水を流す計画変更が何故宇治川治水になるのか、という私の質問にたいし、回答では天ヶ瀬ダムの放流能力が「洪水期制限水位 EL72.0m で 900 m³/s と小さいため、流量が小さい洪水初期段階から洪水を貯留することになり、洪水ピーク時には洪水調節容量を使い切り、ダム下流に洪水を無調節の状態で流すことになり・・・」と書かれている。豪雨が予想される時に何故水位を洪水期制限水位のままの状態から水を貯めなくてはならないのか。従来の天ヶ瀬ダムの水位管理では当然予備放流を行い、洪水を溜める容量を事前に大きく確保しなければならないはずである。発電優先で予備放流せず、水位を下げずに洪水に対応することが想定されているのである。

② 次に回答では大トンネル設置で「最低水位 EL58.0m で 1,140 m³/s 放流する。」とある。最低水位はダム湖の堆積土砂の高さであり、その高さより下はダムの有効な貯水容量から省かれる。つまり最低水位はダム湖が空の状態を示している。ダム湖が空の状態でも天ヶ瀬ダムから計画放流量 1,140 m³/s を流すことが出来る計画になっている。一般的にダムの治水計画ではサーチャージ水位の時に計画放流量が放流できれば良い。そのことから見ると放流能力が異常に大きいことが分かる。大トンネルによる放流量増は宇治川治水のためではないことを示している。

また回答には「発電最低水位 EL67.1m で 1,500 m³/s の後期放流をする。」と書かれている。喜撰山の揚水発電を稼働させながら 1,500 m³/s 放流するということであるが、1,500 m³/s 放流というのは琵琶湖からの後期放流の量とされているもので、宇治川治水のための放流ではない。1,500 m³/s 放流については 2) のところで検討する。

③ 私の質問に答えて現在の天ヶ瀬ダムの流下能力が回答されている。それを見ると最低水位 EL58.0m で 600 m³/s、洪水期制限水位（洪水調節のための空き容量を作る水位で、この水位と発電最低水位の間の水が発電用になる）EL72.0m で 900 m³/s、サーチャージ水位 EL78.5m で 1,630 m³/s と示されている。回答の中には書かれていないが、その他に天ヶ瀬発電所の放流路の流下能力が 186.14 m³/s ある。以上から分かるとおり治水計画の変更で必要とされる放流量 1,140 m³/s は現在の天ヶ瀬ダムの放流能力で十分対応できることを示している。

2) 「琵琶湖周辺の浸水」の質問に対する回答について

① 回答では琵琶湖周辺の浸水被害が大きく改善された事を認めている。琵琶湖の水位上昇があっても周辺の浸水被害が大幅に減ってきたのである。琵琶湖総合開発事業

が効果を上げたことを示している。しかし、回答では天ヶ瀬ダムと宇治川の 1,500m³/s 放流は琵琶湖総合開発事業の前提であるので行うとしている。現場における必要性をまともに検討せず、計画があるからやるという国交省の姿勢はこれまでに各地で批判されてきていることである。しかも、そういうことが本当に計画に書かれているのかを確認すべく琵琶湖総合開発計画の概要版を調べたが、そのような記述は見あたらなかった。琵琶湖総合開発事業の前提という重要な位置づけがされているのであれば、そのことを触れずに済ますことは無いはずである。

② 明確に言える事は琵琶湖からの後期放流は洪水時の琵琶湖の水位を夏期の制限水位に戻すために行っていたことで、琵琶湖周辺の浸水対策としてやられていたわけではない。無理やりそれを浸水対策と位置づけたため大きな矛盾に陥っている。私の質問で、効果のあった琵琶湖総合開発事業の浸水対策の事業内容を一変させて、675km²もある琵琶湖の水位を下げる方法を有効な浸水対策と認めた理由を尋ねたが、回答ではそのことについては何も触れていない。後期放流は下流河川の状態にあわせて無理なく放流すればよいことであって、後期放流量を増やすために天ヶ瀬ダムなどの流下能力を増やさなければならない理由はない。琵琶湖の水位上昇が周辺の浸水被害と連動しなくなった状況を見ればなおさらのことである。

3) 「発電力の強化」の質問に対する回答について

① 回答では夏期の喜撰山揚水発電の発電力を増強する目的があることを明らかにしている。発電力の増強のためには発電に利用できる水量を増やさなくてはならない。つまり発電に利用できる水位変化範囲を大きくしなければならない。そのため下限の水位を発電最低水位まで下げることが計画されている。それとあわせ上限の水位が高く保たれておれば利用できる水量が増えることになる。上限の水位は洪水期制限水位より上にするには出来ないので、洪水期制限水位に合わせられれば利用できる水量が最大になる。水位を高く保つ方法は予備放流しないことである。予備放流しないでもダム湖が満杯になってパンクすることがないようにするためには洪水時に多量の水が放流できる能力が必要になってくることになる。

② 回答では天ヶ瀬ダム再開後も利水・発電容量と洪水調節容量は重複するものであり、予備放流方式による洪水調節を行うと書かれている。しかし、重複は発電を優先することから起こるのである。治水を優先すれば重複は起きない。天ヶ瀬ダムの放流能力増強のための大トンネルは発電力増強のために必要になったものである。

4) 「環境問題」の質問に対する回答について

質問では天ヶ瀬ダム再開事業の目的に環境問題が抜けていることを指摘している。宇治川の環境問題の一番大きな問題はダムの存在で河川の縦断的連続性が断たれているということである。21世紀は「環境の保全・復元」が求められる時代である。430億円を超える大規模な事業であるだけに意識されなければならないことである。

回答に書かれているような環境問題を工事中の問題に燥小化するようなことではないことを指摘しておきたい。

5) まとめ

現在のダムの能力で治水の計画変更に対応できるのに、発電にとって都合の良い天

ヶ瀬ダムにするため大トンネルを造ろうとしているのが天ヶ瀬ダム再開発事業である。一企業のために税金が投入されようとしている。このような税金の使い方がはたして許されるのか、市民各層で議論が沸騰することを願っている。

また、それとあわせ天ヶ瀬ダム下流の宇治川に対する影響も考える必要がある。洪水時に急激な流量増に見舞われることになる。安全面でも環境面でも悪くなる方向であることを指摘しておきたい。

なお、滋賀県の瀬田川に流入する大戸川に予定されている大戸川ダムとの関わりで宇治川治水について付言すれば、その目的は大阪の淀川の洪水流量が限度を超えそうな時に、天ヶ瀬ダムの放流量を $400\text{m}^3/\text{s}$ に絞ることになっており、ダム湖が満杯になって危険な状態にしないための代償措置として大戸川ダムの必要性が言われているのであって、宇治川治水を直接目的としたものでないことを確認しておきたい。

危険とムダな天ヶ瀬ダム再開発計画 (2008年10月地方自治研究全国集会での発表のレジメ)

梅原 孝

天ヶ瀬ダム再開発計画の主な問題点について

①流域治水対策

・脆弱な槇島堤防破堤の危険性を回避させるために、堤防強化を第一義的に行い、できるだけ少ない流量を流下させる対策が必要。天ヶ瀬ダム及び上流域で減量対策が可能にもかかわらず、琵琶湖後期放流を理由に2週間に及ぶ $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 放流に固執したままである。

・宇治川堤防強化は3.4キロを10年で完了させる。重要水防箇所を多数抱え、26キロのうち22キロが安全度が低いといわれる宇治川・槇島堤防が2週間もの長期放流に耐えられるのか疑問。

②景観・環境問題

・亀石は、河床掘削で水面が1m近く低下するが対策は不能のままである。

・前回の改修工事で破壊された景観、桜など、再度の大工事で観光宇治は台無しになる。

・鮎、うなぎ、ハエ等が激減。ダムに魚道がない欠陥を、どう修復するのか。対策、方針もない。

・上流ダムから砂補給対策が先送りに。

・現在発生している放流時の低周波音の対策もできていない。

③利水問題 人口減、給水量減からみて必要がない。参画で38億円を京都府が負担することになる。

激減している琵琶湖の浸水被害、治水対策は現地で対応可能。

①琵琶湖総合開発事業は、約1兆9千億円の巨費を投じて昭和47年から平成7年で完成。

②02年月刊「河川」3月号で類似洪水による治水効果を比較。激減の琵琶湖の大きな

成果を報告。

③1905年南郷洗堰が完成・自然流下毎秒 $50\text{m}^3/\text{s}$ が開閉は機械式となり現在 $800\text{m}^3/\text{s}$ が可能に。

④03年8月琵琶湖FW・東部地域では、住民の方も「もともと浸かるところ、そこに家を建てたら危ないと思っていた。」「県の建築許可がよく出たと思う」などとの証言も。

⑤04年5月「会」西の湖周辺を見学。住民と懇談。「宅地造成許可は $\text{B.S.L}+1\text{m}$ だったが、地盤が軟弱なため沈下。現在 70cm になっている。」と住宅開発の問題が判明。「舟ですぐに湖に出られる。この環境がいいから何十年に1回浸かるのもやむ得ない。」西部新旭町では、「内水排除ポンプが設置されている。無い河川では河川堤を高くし計画高水位である $\text{B.S.L}+1.4\text{m}$ まで浸水しない。」

⑥04年12月15日流域委員会第30回琵琶湖部会での嘉田委員（現滋賀県知事）の報告では「琵琶湖周辺の溢水では、水位はじわじわとあがり、通常の状態では、死者を出すほどの水害にはならない。それに対して下流の宇治川、淀川の堤防破壊が万一起きた場合には人名被害がおきる恐れが大きい。特に滋賀県も危惧しているように、宇治川の治水安全度は低い。」などと発言。

⑦農作物の問題は、農水省の基準では36時間以内に排水するとされており、主要な箇所には内水排除ポンプが設置されている。 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 放流をしても浸水は1週間以上に及び、農作物の救済にはならない。

⑧琵琶湖総合開発事業で計画高水位である $\text{B.S.L}+1.4\text{m}$ までの浸水対策と併せ、湖岸堤天端高が $\text{B.S.L}+2.6\text{m}$ で設置。琵琶湖最大洪水である明治29年の洪水対策が考えられているからである。

安心・安全な宇治川流域治水対策・景観・環境対策について

①流域治水対策では、天ヶ瀬ダムへの流入量について防災を考える市民の会の開沼氏が流出係数が大きすぎるなどから整備局の流入量が過大すぎると試算。現行の $900\text{m}^3/\text{s}$ 放流で対応可能との提起も。

②塔の島付近については、第64回流域委員会資料や藪田氏の質問で、現行 $890\text{m}^3/\text{s}$ が右岸宇治山田護岸や締切り堤の撤去などで $1,120\text{m}^3/\text{s}$ と $230\text{m}^3/\text{s}$ の増になると回答。これまで塔の島委員会などでも現況で $1,100\text{m}^3/\text{s}$ 流れると言ってきたのに疑問。 $+230\text{m}^3/\text{s}$ なら $1,330\text{m}^3/\text{s}$ が流れることになり、修復工事だけで治水対策は可能に。更なる掘削工事は不要であり亀石対策なども可能になる。

③塔の島付近の状況は、現状は単なる放水路である。

④第65回委員会で宮本委員長が「琵琶湖の後期放流 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ は、従来宇治川の改修計画流量が $1,500\text{m}^3/\text{s}$ だからその流量を限度に、最大限後期放流させると理解していた。しかし、原案では戦後最大洪水を安全に流下させることを目標にしていることから、整備計画における宇治川の目標も戦後最大洪水 $1,100\text{m}^3/\text{s}$ となると考えられる。そうであれば、整備計画における後期放流も $1,100\text{m}^3/\text{s}$ になるのではないか。」と質問されている。

緊急署名・宣伝の取り組み

宇治・防災を考える市民の会は、国土問題研究会に宇治川問題の調査を委託し、問題点の解明に取り組んできた。

整備局はダム直下の断層（F-0断層）の存在を公表した。宇治市の対応は、自らが2月に提出した整備局への意見書に回答も無く、問題点が未解決にも関わらず、宇治市長が「計画を容認する談話」を出すなど市民の願いと乖離したものとなっている。

「会」の提起した署名行動は市民の期待に応えるもので、多くの地域で歓迎され草の根の運動が急速に広まり、再開発計画の問題点が市民に理解・浸透してきている。

宇治川からの発信

(2008年11月川の全国シンポジウム「淀川からの発信」での発言)

藪田秀雄

宇治世界遺産を守る会の藪田です。国土研のメンバーでもあり、防災を考える会のメンバーでもありますけれども、今日は宇治川のことについて少しご報告をさせていただきます。

皆さんは宇治と聞けば、宇治茶、世界遺産・平等院とか、こういうのを思い浮かべられると思います。実は平等院と宇治上神社の間を流れる宇治川、これが1964年の天ヶ瀬ダム建設とその後の宇治川1500トン改修計画、こういう工事によって河川環境が非常に破壊されてしまう、こういう状況があります。さらにそれを放水路化し、殺してしまう様な計画、これが今出されてきている淀川水系河川整備計画、その中の宇治川河川整備計画であります。

具体的には天ヶ瀬ダム再開発ということで、いま毎秒840トンの放流能力を、洪水の時には1,140トン、琵琶湖後期放流の時には1,500トンに増やす、そのために直径26mの日本最大の放水路トンネルを天ヶ瀬ダムの左岸にぶちぬいて、そうして放流量をあげようという計画です。琵琶湖後期放流では毎秒1500トンを2週間にわたって流す、こういう計画です。それと塔の島地区というのは非常に歴史的景観があるのですが、ここの河川河道を掘削してしまう、こういう計画です。それから数十kmにわたる宇治川の堤防についてはわずか3.5kmぐらいいしか整備しない。これで安全だと言っています。

私たちは、7年間私も淀川水系流域委員会にお邪魔しました。今本先生からは委員会ジャックとか言われ大分けなされましたが、喧嘩もしながら、ずいぶん議論させていただきました。そして現地調査とか宇治川シンポ、それから国土問題研究会の宇治川改修問題調査団の調査報告それから天ヶ瀬ダム周辺の断層調査、これらを踏まえながら、今の計画はやはり宇治市民にとっては危険である、景観破壊である、そして大変な市民負担がある、こういうことで抜本の見直しを求めてとりくんできました。

何が問題かと言いますと、まず天ヶ瀬ダム周辺は断層が集中しているということが分かりました。それとダムの真下に15m幅の断層F-0断層がある。それから国土交通省は天ヶ瀬ダム周辺に活断層はないと言っているのですが、志岐先生等が調査された

ら実は3ヶ所活断層があるという問題です。ここに巨大なトンネルをぶち抜くことの危険性の問題です。

それから毎秒1,500トン放流の目的である琵琶湖の沿岸の浸水被害は琵琶湖総合開発事業によって、すでに抜本的に改善されている状況であります。これを無視して1,500トン放流するということはなんら必要性も緊急性もないということで、宇治市民にとって非常にこれは危険です。

計画高水位(H.W.L.)の洪水が2週間流れるということは非常に危険です。そして先ほどの宇治川の堤防補強は全く不十分だということで抜本の見直しを求めました。

流域委員会の最終意見では、地元住民が言っている内容を踏まえながら、宇治川の改修計画・河川整備計画について抜本の見直しなさいと、こういう意見書を書いていただきました。ところが宇治市長は、こういう流域委員会の意見には全く耳を貸さない。流域委員会を非常に敵視しています。例えば、国交省が見切り発車した時にどう言うたかといいますと、「批判覚悟で決断したことにはエールを送りたい」と。こういう馬鹿なことを言う市長がいるということは非常に残念です。そして流域委員会に対しては「7年間600回の会議を行い23億円費やして結論を出せていない」という事実無根の悪罵を投げつけております。こういう状況です。

私たちはこういう市長が河川整備計画に賛成したということがあったので、これではいけないと署名にとりくみ、非常に短期間で時間が短かったのですが、国土交通大臣と近畿地方整備局、宇治市長と京都府に対してそれぞれ4千人、合わせて9千人近い署名を集めました。

実は12月7日に宇治市長選挙があります。この宇治川河川整備計画に賛成するのか反対するのか、見直しを求めるのかどうかということが争点になっているということをお伝えして、これからも宇治川を子どもたちに残すために頑張ってゆきたいと思えます。

8月の総選挙で大勝利を収めた民主党のマニフェストに掲げた税金の無駄遣いをやめるといふ政策に沿って、前原誠司国交相は現在国が計画しているダム建設を中止し、見直しをすると表明した。それに対して、特に八ッ場ダムに関して、ダムを中止することによって被る損害の補償を要求する声が上がっているという。また八ッ場ダムから水道原水を取水するために分担金を払っている関係都県は分担金の返還を求めているという。前原氏がこれらの問題について話し合いに応じる姿勢を明確にしていることは喜ばしいことであるが、従来の経過や積み残された問題を曖昧にしたまま補償交渉に入るのは問題である。

分担金を返せと言っている関係都県は、少なくとも形式上は、国と対等の立場でダム計画に参画して来たものであり、ダム事業の起業者としての立場にある。したがってこの返還要求を住民要求と同列に扱うことはできない。私は八ッ場ダム建設事業における地すべり対策があまりにも杜撰であることを前橋地方裁判所に提出された鑑定意見書(http://www.yamba.sakura.ne.jp/shiryo/ikensho/ikensho_okunishi.pdf からダウンロードできる)で明らかにしたが、杜撰なのは地すべり対策だけではない(詳細は例えば八ッ場ダムを考える会のホームページ<http://www.yamba-net.org/>を参照)。

このことを考えると、ダム建設で無駄になった支出は起業者が連帯して負担すべきものであり、上記と都府県があたかも善意の第三者の如く返還を要求するのは理解できない。

ダムは、その下流の住民には利益を与える（不利益もある）ものの、ダム湛水域やその上流に住む住民には基本的に損害ばかりを与える。そのために、ダム建設に際しては補償が行われるべきである。しかし、これらの住民に対して正当な補償が行われたことは皆無である（最近は事情が改善されつつあるが）。本来行われるべき補償と実際におこなわれている補償については別の文書（opinion-3）で述べているので重複を避けるが、このような不十分な補償をで我慢して（補償を全く得られなかった人も含め）、湛水域とその上流の住民は何とかダム建設後の生活再建を目指してきたのである。

ダム建設の中止より、改めて生活再建をやり直さなければならなくなった住民が、それについて国に補償を求めるのは当然のことである。しかし、自民党政権下で行われてきたダム建設に伴う補償は土地、建物の補償を原則にしており、その線上で考えるならば、ダム中止に伴う補償問題は生じ得ない。したがってこの問題については、本来受けるべき補償がきちんとなされたか、についての再検証から始める必要がある。別の文書（opinion-3）で苫田ダムに関する国土研調査報告を引用して述べたように、本来必要な補償は、「損失補償」、「生活再建型保障」、「地域開発保障」の3本建てでなくてはならない。しかし、実際に行われた補償は土地の収用に伴う損失補償に生活再建費を少しだけ加味したものと、地域開発のために地域自治体に与えられた補助金と起債枠に過ぎない。そして水没補償の対象外となった住民には直接的な補償は全くされなかったのである。このことをきちんと考慮して初めて、ダム建設の中止によって改めて生活再建をやり直さなければならなくなったことに対する補償を議論する土俵ができるのである。

もちろん、上に述べた、必要な補償と本来行われるべき補償の間の落差は、ダム建設を中止する地域にだけ生じた問題ではないことも肝に銘じておかねばならない。

全国川のシンポジウムはすばらしかった。しかし・・・

（2008年11月川の全国シンポジウムでの発言）

志岐常正

さる11月6-7日に京大百周年時計台記念館で開かれた「川の全国シンポジウム－淀川からの発信」はすばらしかった。その全体像は、どなたか他の方が書かれるだろうから、私は多分どなたも書かれないだろうことを一つ書くことにしよう。

確かに川のシンポジウムは素晴らしかった。特別出演の加藤登紀子の話など感動的であった。彼女と嘉田滋賀県知事とが手をつないでのデュエットを聴きながらまさに“歴史が作られつつある”の思いを強くしたものだ。だが一つ気になったことがある。

PHP総合研究所代表取締役社長の江口克彦氏の「広域行政の必要性」というタイトルでの講演があった。その内容は、地方分権を確立するには道州制にするしかないというものだった。このシンポジウムは、川那部実行委員長の挨拶にもあったように、

何か統一した結論を出そうという趣旨のものではなく、異なった意見を大いに出し合おうというものだったから、ちまたに疑問や反対がある意見が出されることは結構で、私も極力先入観を排して聴いた（つもり）だが、実のところ、道州制の根拠として説明されたのが、交通手段が発達して地球が狭くなったことだけだったのには驚いた。この講演はシンポジウムの基調講演の一つだったことや、他にも広域行政、道州制へ向かうべしと聞こえる発言があったので、どうもこれがシンポジウ全体の雰囲気になりそうに感じられた。

川については、広域的に、少なくとも流域全体を視野において考えなければならないことはいうまでもない。しかし、淀川の場合には、琵琶湖から大阪まで、まさに広域的に考えられた結果、宇治川の塔の島地域、榎島堤防などの生命、生活の諸問題が長く忘れられ、あるいは軽視されてきた経過がある。広域的に考えるということが、その一部、一部を具体的には無視するということでは困る。国の直轄であれ、道州制であれ、府県が管理するなんらかの新しい方式であれ、地域住民が住民自身のために参加、参加できる体制の保証が、賛成ないし許容の条件ではないだろうか。当日には取りあえず出席者からの発信のコーナーで発言しておいたが、この問題は今後しっかりした討論を要すると考える。

6月14日「天ヶ瀬ダム再開説明会」とその後 (国土研ニュースへの寄稿、2009年8月)

紺谷 吉弘

国交省近畿地方整備局は、淀川水系河川整備計画（今年3月策定）は既定の方針であるとして、「天ヶ瀬ダム再開」（＝巨大トンネル放水路掘削）と「塔の島地区河川整備計画」（＝宇治橋上流河床掘削）の「説明会」を宇治市市民会館で行った。予定した時間はわずか1時間半、配付された資料は「塔の島地区の河川整備について」（6枚綴り）「天ヶ瀬ダム再開事業」（3枚綴り）、「参考資料」（3枚綴り）である。

「天ヶ瀬ダム再開事業」の目的として、以下の3点をあげた。

- ①宇治川・淀川の洪水調節および琵琶湖周辺の洪水防御＝洪水調節時の最大流量を900 m³/sec から1140 m³/sec に増強、かつ琵琶湖の水位低下のため最大1500 m³/sec の放流能力を確保。
- ②京都府（上水）の新規利水＝天ヶ瀬ダムからの取水量を0.3 m³/sec から0.9 m³/sec に増量。
- ③関西電力（発電）の新規利水＝喜撰山発電所（揚水発電）の発電最低水位を1.5m 上げる。

「塔の島地区河川整備」については、1500 m³/sec 流量確保のために河床掘削を行うが、親水性を確保するために景観に配慮した構造を検討したと述べ、さらに参考資料として、河床断面図と水位変化を示した図をならべて説明を行った。

1500 m³/sec 放流はもっぱら自然の洪水の対策ではなく、琵琶湖の水位調節（水利用）と新たに関西電力の揚水発電所である喜撰山発電所の利水が目的であることを資料に

明記した点や、近畿4知事の反対によって凍結とされている大戸川ダム着工を前提としていること、天ヶ瀬ダム再開発は琵琶湖総合開発の前提であるとの発言を漏らすなど、従来の姿勢とは異なっており、宇治市民に1500 m³/secという人為洪水を押しつけることがより鮮明になった。トンネルの事業費は約430億円、2011年着工、2015年完成という。工事用道路では既に約1km完成残り700mという説明であった。上流部の無駄な工事、景観破壊はトンネル工事に向けての迂回的地ならしであったことを自らあきらかにした。

国交省の説明にたいして、「塔の島地区の河川整備に関する検討委員会」の委員であった志岐常正氏は、塔の島地区の河川整備の考え方を委員会は了承していないと反論し、ダム放流による低周波被害がある志津川住民からは、トンネル放流による低周波振動被害を置き去りにしているとの意見があり、さらには資料の中の堤防断面図に偽りがある点について、中川国土研事務局長が国交省職員に詰め寄る場面もあった。

司会者が時間切れといいつつ指名した人は「1500 m³/sec放流は賛成であり、悲願であった」と発言し、それをもって閉会となった。形ばかりの説明会でよしとするため、事前の打ち合わせがなされていたと感じた人は多かったと思われる。

日本水道新聞5月14日付けによれば、4月17日の閣議決定によって「淀川水系水資源計画を変更」の記事がある。淀川流域に関わっては「安定的水利用を可能にするため、川上ダム建設と天ヶ瀬ダム再開発を実施する。」「天ヶ瀬ダム再開発では、既設の一部を改築し洪水調節機能の増強を図るとともに、京都府の水道水を確保する」となっている。先の説明会と重ねてみると、洪水調節機能とは自然洪水対策ではなく、後期放流を目的としたものであること、「京都府の水道水確保」が水余りの中で押しつけられることは、京都府民への負担の押しつけであることがより鮮明である。詰まるところ、天ヶ瀬再開発の最大の目的は関西電力の喜撰山発電所（揚水発電）の能力アップであるということになってきた。

7月30日建設タイムスには淀川河川事務所入札の記事で、宇治川の関連では、①槇島地区護岸その2工事：3千万円未満、②塔の島地区河道整備工事：1億円以上2億円未満、③塔の島地区根継ぎ護岸工事：1億円以上2億円未満、④宇治川堤防天端強化工事：1億円以上2億円未満、宇治護岸工事：3千万円未満、⑤向島地区堤防強化その3工事：2億円以上3億円未満の工事が報じられている。総選挙前の駆け込み発注で天ヶ瀬ダム再開発に向けて動きだそうとしているように感じられる。